

標	準	字	体	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	〃	ー
ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ
チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	ミ	ム	メ
モ	ヤ	ユ	ヨ	ラ	リ	ル	レ	ロ	ワ	ン					

帳票種別 ①管轄局署 ②業通別 ③受付年月日 ④三者コード ⑤委任未支給 ⑥特別加入者 ⑦審査コード

※ 34260 1業 1自 1委任
3通 3勞 3未支給
5他 5委未

(注意) 一、記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならなくて、枠からはみださないように大きめのカタカナ及びアラビア数字で明りように記載してください。
二、記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとし、事項を選択する場合は該事項を○で囲んでください。ただし、⑤及び⑦欄の元号については該元号を記入枠に記入してください。
三、記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならなくて、枠からはみださないように大きめのカタカナ及びアラビア数字で明りように記載してください。
四、記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとし、事項を選択する場合は該事項を○で囲んでください。ただし、⑤及び⑦欄の元号については該元号を記入枠に記入してください。
五、〇□□で表示された枠(以下、記入枠という。)に記入する文字は、光学式文字認識装置(OCR)で直接読み取りを行うので、汚したり、穴をあけたり、必要以上に強く折り曲げたり、必要以上に強く折り曲げたり、のりづけしたりしないでください。

※印の欄は記入しないでください。(職員が記入します。)
◎裏面の注意事項を読んでから記入してください。折り曲げる場合には(4)の所を谷に折りさらに2つ折りにしてください。

③ 労働保険番号 22101932805004
④ 管轄局 種別 西暦年 番号
⑤ 労働者の性別 ⑥ 労働者の生年月日 ⑦ 負傷又は発病年月日
⑧ 金庫コード ⑨ 店舗
⑩ 労働者の氏名 ヤマシタ イチロウ
⑪ 職種 塗装工

住所 430-0812 浜松市南区本郷町222
⑫ 郵便番号

⑬ 振込希望の金融機関 ⑭ 口座番号
⑮ 口座名義人
⑯ 預金の種類
⑰ 口座番号(左詰め、ゆうちょ銀行の場合は、記号(5桁)は左詰め、番号は右詰めで記入、空欄は「0」を記入)
⑱ メイギン(カタカナ) ヤマシタ イチロウ

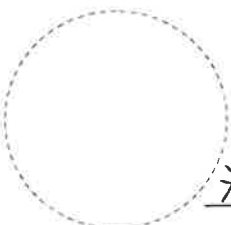
⑲の者については、⑲並びに裏面の(ヌ)及び(ワ)に記載したとおりであることを証明します。
事業の名称 森下塗装 電話番号 (053) 452-1113 局番
29年5月20日 事業場の所在地 浜松市中区曳馬町11 郵便番号 430-0901
事業主の氏名 森下隆男 印

⑲の者については、(イ)期間29年5月7日から29年5月20日まで14日間 診療実日数 6日
(ロ) 傷病の部位及び傷病名 右膝内側靭帯損傷
(ハ) 傷病の経過の概要 経過良好
29年5月20日 治ゆ(継続中) 転医・中止・死亡
(ニ) 療養の内訳及び金額(内訳裏面ののとおり) 15000 印

(ホ) 看護料 年月日から年月日まで 日間(看護師の資格の有・無)
(ヘ) 移送費 から まで 片道・往復 キロメートル 回
(ト) 上記以外の療養費(内訳別請求書又は領収書) 枚のとおり。
(チ) 療養の給付を受けなかった理由 近くに療養に適した医院がなかったため
⑳療養に要した費用の額(合計) 15000

㉑費用の種別 ㉒療養期間の初日 ㉓療養期間の末日 ㉔診療実日数 ㉕転帰事由
1 診療 2 看護 3 移送 4 装具 5 診断書

上記により療養補償給付たる療養の費用の支給を請求します。
29年5月23日 請求人の 山下 一郎 印
住所 浜松市南区本郷町222 (方)
氏名 山下 一郎 印
郵便番号 430-0812 電話 (053) 433 1111 局番



(リ) 労働者の所属事業場の名称・所在地 森下塗装 浜松市中区鬼馬町11	(ヌ) 負傷又は発病の時刻 午後 10時10分頃	(ル) 職名 事務職
		災害発生の実事を確認した者の氏名 鈴木恵子
(フ) 災害の原因及び発生状況 (あ)どのような場所で(い)どのような作業をしているときに(う)どのような物又は環境に(え)どのような不安全な又は有害な状態があつて(お)どのような災害が発生したかを詳細に記入すること 山本郎(浜松市中区助信)にて住宅の外壁を塗装中、脚立の足場が不安定なため転倒し、右膝内側靭帯を損傷する		

療養の内訳及び金額

(注意)

診療内容	点数(点)	診療内容	金額	摘要
初診 時間外・休日・深夜		初診	円	
再診 外来診療料	× 回	再診	円	
継続管理加算	× 回	指導	円	
外来管理加算	× 回	その他	円	
時間外	× 回			
休日	× 回	食事(基準)	円	
深夜	× 回	円× 日間	円	
指導		円× 日間	円	
在宅 往診	回	円× 日間	円	
夜間	回			
緊急・深夜	回	小計	円	
在宅患者訪問診療	回			
その他		摘要		
薬剤	回			
投薬 内服 薬剤	単位 回			
調剤	× 回			
外用 薬剤	単位 回			
調剤	× 回			
処方	× 回			
麻酔	回			
調基	回			
注射 皮下筋肉内	回			
静脈内	回			
その他	回			
処置 薬剤	回			
手術 薬剤	回			
麻酔	回			
検査 薬剤	回			
画像 薬剤	回			
診断 処方せん	回			
その他 薬剤	回			
入院 入院年月日 年 月 日				
病・診・衣	入院基本料・加算			
	× 日間			
	× 日間			
	× 日間			
	× 日間			
	× 日間			
特定入院料・その他				
小計 点 ①	円	合計金額 ①+②	円	

一、共通の注意事項
 (一) 事項を選択する場合には、該当する事項を丸で囲むこと。
 (二) (ア)及び(イ)については、その費用についての明細書及び看護移送等をした者の請求書又は領収書を添えること。
 (三) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (四) (イ)は、労働者の直接所属する事業場が一括適用の取扱いを受けている場合に、労働者が直接所属する支店、工事現場等を記載すること。
 (五) (イ)は、どのような場所で、どのような作業をしているときに、どのような物で又はどのような状況において、どのようにして災害が発生したかを簡明に記載すること。

二、傷病補償年金の受給権者が当該傷病に係る療養の費用を請求する場合以外
 (一) (一)の(イ)は、記載する必要がないこと。
 (二) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (三) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (四) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (五) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (六) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (七) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (八) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (九) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (十) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (十一) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (十二) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (十三) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (十四) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (十五) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (十六) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (十七) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (十八) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (十九) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (二十) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (二十一) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (二十二) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (二十三) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (二十四) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (二十五) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (二十六) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (二十七) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (二十八) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (二十九) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (三十) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (三十一) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (三十二) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (三十三) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (三十四) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (三十五) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (三十六) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (三十七) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (三十八) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (三十九) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (四十) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (四十一) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (四十二) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (四十三) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (四十四) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (四十五) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (四十六) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (四十七) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (四十八) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (四十九) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (五十) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (五十一) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (五十二) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (五十三) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (五十四) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (五十五) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (五十六) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (五十七) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (五十八) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (五十九) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (六十) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (六十一) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (六十二) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (六十三) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (六十四) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (六十五) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (六十六) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (六十七) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (六十八) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (六十九) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (七十) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (七十一) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (七十二) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (七十三) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (七十四) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (七十五) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (七十六) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (七十七) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (七十八) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (七十九) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (八十) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (八十一) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (八十二) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (八十三) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (八十四) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (八十五) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (八十六) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (八十七) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (八十八) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (八十九) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (九十) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (九十一) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (九十二) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (九十三) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (九十四) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (九十五) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (九十六) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (九十七) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (九十八) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (九十九) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (百) (イ)及び(イ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。

派遣先事業主証明欄	派遣元事業主が証明する事項(表面の②並びに(ヌ)及び(フ))の記載内容について事実と相違ないことを証明します。 事業の名称 森下塗装 電話番号 053-441-1111 局番 1111
	年 月 日 事業場の所在地 浜松市中区鬼馬町11 郵便番号 420-0811
	事業主の氏名 山本郎 印
(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)	

表面の記入枠を訂正したときの訂正印欄	削字印 加字印
--------------------	------------

社会保険労務士記載欄	作成年月日提出代行者の表示	氏名	電話番号
		印	